

介護保険料を決定しました

介護保険制度においては、介護サービス提供に関する計画や介護保険料の見直しを3年ごとに行うこととされており、令和3年度がその見直しの年となっています。

本町における令和3年度から令和5年度までの新たな介護保険料は、次のとおりです。

なお、余市町介護保険第1号被保険者の皆様に対する令和3年度分の介護保険料の決定通知については、令和3年7月に送付予定となっていますので、安定した介護保険事業の運営のため、納付について引き続きご理解とご協力をお願いします。

《令和3年度から令和5年度の介護保険料》

段 階	対 象 者	割 合	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で町民税世帯非課税 ・町民税世帯非課税でその他合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.27	18,700円
第2段階	非町民税世帯 第1段階対象者以外で、その他合計所得金額＋課税年金収入額が120万円以下の方	基準額×0.41	28,400円
第3段階	課税世帯 第1段階対象者以外で、その他合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.71	49,300円
第4段階	町民税非課税世帯 本人が町民税非課税でその他合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.97	67,300円
第5段階	町民税課税世帯 本人が町民税非課税でその他合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える方	基準額×1.00	69,400円
第6段階	町民税本人課税 合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.24	86,100円
第7段階	町民税本人課税 合計所得金額が125万円以上210万円未満の方	基準額×1.39	96,500円
第8段階	町民税本人課税 合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.68	116,600円
第9段階	町民税本人課税 合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.82	126,400円
第10段階	町民税本人課税 合計所得金額が420万円以上の方	基準額×1.90	131,900円

※基準額は、「基準月額5,788円×12ヶ月」です。

※第1段階～第5段階の「対象者」欄中、その他合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額です。

※なお、平成30年度税制改正（基礎控除の控除額引き上げ、給与所得控除・公的年金等控除の控除額引き下げ等）により、給与収入又は公的年金等がある場合、改正前と比べて、介護保険料の段階が変更となる可能性がございますので、ご理解願います。

問合せ 保険課 介護保険グループ ☎21-2119